

## 広島県告示第二百九十七号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後				改 正 前			
		主たる事務所の所在地		名 称		主たる事務所の所在地		名 称	
		三 一 三 番 号	町 四 丁 目	区 觀 音 新 西	廣 島 市	三 一 三 番 号	町 四 丁 目	区 觀 音 新 西	廣 島 市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

  

		改 正 後				改 正 前			
		主たる事務所の所在地		名 称		主たる事務所の所在地		名 称	
		三 一 三 番 号	町 四 丁 目	区 觀 音 新 西	廣 島 市	三 一 三 番 号	町 四 丁 目	区 觀 音 新 西	廣 島 市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第五条の規定により、次の者を証紙代金収納計器の取扱人に指定した。

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第五条の規定により、次の者を証紙代金収納計器の取扱人に指定した。